

解体やリフォームに伴う建築廃材について

- ① 建設業者が解体やリフォームを行う場合にでた建築廃材は
「産業廃棄物」で、やまだエコセンターへ搬入できません。

建築廃材とは…

- ・がれき類（コンクリートくず、瓦、石膏ボード等）
- ・建物解体物（木くず、波板等）
- ・畳
- ・洗面台、便器、流し台、キッチン
- ・サッシ、扉、ふすま等の建具

- ② 解体やリフォームに伴い片付けででた家財道具は

「一般廃棄物」で、やまだエコセンターへ搬入できます。

※ただし業者が搬入するには「一般廃棄物収集運搬許可」が必要です。

家財道具とは…

- ・家にある家具や器具、衣類などのこと
- ・引っ越し時に持ち運びするものが該当する
※家に付随するものは該当しない（造り付け家具など）